五の三　坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、鉱煙発生施設、水銀排出施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	承継があった日から三十日以内	鉱業権を承継した事実
六　坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、水銀排出施設に係る同法第十八条の二十四第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項
七～十一　［略］	［略］	［略］

別表第一（第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係）

一	［略］	［略］
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇九ミリグラム以下
三～九	［略］	［略］

備考

1～3　［略］

別表第二（第三十一条関係）

特定施設の種類	変更の工事の届出が必要となる事項
一～四　［略］	［略］
五　石油鉱山における掘削施設（全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）	1～3　［略］ 4　水銀排出施設の構造 5・6　［略］
六　石油鉱山における海洋掘削施設（第三号、前号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）	1～3　［略］ 4　水銀排出施設の構造 5・6　［略］
七～十三　［略］	［略］

五の三　坑廃水処理施設等、有害物質貯蔵指定施設、鉱煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設、石綿粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置された鉱山等に係る鉱業権を承継したとき	承継があった日から三十日以内	鉱業権を承継した事実
六　坑廃水処理施設等及び有害物質貯蔵指定施設に係る水質汚濁防止法第六条、鉱煙発生施設に係る大気汚染防止法第七条第一項、揮発性有機化合物排出施設に係る同法第十七条の六第一項、粉じん発生施設に係る同法第十八条の二第一項、石綿粉じん発生施設に係る同法第十八条の七第一項、騒音発生施設に係る騒音規制法第七条第一項、振動発生施設に係る振動規制法第七条第一項並びにダイオキシン類発生施設に係るダイオキシン類対策特別措置法第十三条第一項の規定の適用を受けるとき	当該規定の適用を受ける日から三十日以内	当該規定に定められる届出事項
七～十一　［略］	［略］	［略］

別表第一（第一条第二項第三十四号、第十八条第七号、第八号、第十号及び第十二号関係）

一	［略］	［略］
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下
三～九	［略］	［略］

備考

1～3　［略］

別表第二（第三十一条関係）

特定施設の種類	変更の工事の届出が必要となる事項
一～四　［略］	［略］
五　石油鉱山における掘削施設（全出力五百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第三号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）	1～3　［略］ ［新設］ 4・5　［略］
六　石油鉱山における海洋掘削施設（第三号、前号、第九号及び第三十二号の施設を除く。）	1～3　［略］ ［新設］ 4・5　［略］
七～十三　［略］	［略］